設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。）

(1)　基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下この(1)、次号イ及び第五号イ、第二十三条の四第二項第十号の四並びに第二十三条の九の五第一項第十二号の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下このイにおいて「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(ｲ)　第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下このイ及び第五号イ(1)において「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

［ﾛ　略］

(2)・(3)　略

［ﾛ　略］

［四　略］

五　モバイル網固定電話（インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備をいう。以下この号において同じ。）を用いて提供する音声伝送役務（当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の端末設備又は自営電気通信設備に接続して提供するものに限る。）であつて、次のイ及びロのいずれもが含まれるものをいう。）であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ　携帯電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（基本料金の額（当該音声伝送役務の契約において、当該音声伝送役務以外の役務の契約（以下このイにおいて「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるものに限る。）

(1)　当該音声伝送役務のうち、住宅用として提供されるものであつて、月額住宅用基本料金の最高額を超えない額で提供されるもの

(2)　当該音声伝送役務のうち、住宅用として提供されるもの以外のものであつて、第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち事務用として提供されるものの基本料金の最高額を超えない額で提供されるもの

ロ　携帯電話用設備に係る緊急通報（警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）

（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号から第五号までに掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市

(1)　基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下この(1)、次号イ及び第五号イ、第二十三条の四第二項第十号の四及び第二十三条の九の五第一項第十二号の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(ｲ)　第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

［ﾛ　同上］

(2)・(3)　同上

［ﾛ　同上］

［四　同上］

［新設］

（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村